

令和8年4月10日

手形・小切手の最終振出期限の設定および

他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱いの受付終了について

平素は、格別のご高配を賜り御礼申し上げます。

現在、手形・小切手の取り扱いについて、令和3年6月に政府より公表された「成長戦略実行計画」において「2026年度末までに手形・小切手の交換枚数をゼロにする」目標が掲げられています。そのため、金融界は政府・産業界と一丸になり、2026年度末（令和9年3月末）までに手形・小切手の全面的な電子化に取り組んでおります。

当組合は、これらの社会的要請を踏まえ、以下の対応を実施するので、お知らせいたします。

記

1. 手形・小切手の最終振出期限の設定

最終振出期限：令和8年9月30日（水）

手形・小切手の最終振出期限を令和8年9月30日（水）といたします。

最終振出期限日より後に振り出された手形・小切手は、当座預金からの支払いを行いません。

2. 他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱いの受付終了

受付終了日：令和8年9月30日（火）

令和8年9月30日（水）をもって、他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱いの受付を終了します。

なお、当組合を支払地とする手形・小切手は、引き続き受付可能です。

3. 手形・小切手発行終了に伴う代替手段のご案内

現在、手形・小切手をご利用中のお客様には、「シンヨーでんさいネットサービス」や「シンヨー法人向けインターネットバンキングサービス」といった電子的決済手段をご案内しております。

また、小切手を振り出すことなく、当組合所定の払戻請求書による当座預金からの払出もご利用いただけます。

以上

○ご不明な点等がございましたら、下記へお問い合わせください。

本件に関する問い合わせ先

広島市信用組合 事務部 事務企画課：082-248-1171

受付時間：当組合営業日の午前9時から午後5時